

倶楽部内の服装等について

一般社団法人電気倶楽部

1. 服装等の原則

気品と風格のある当倶楽部の運営にあたり、倶楽部内の服装等については、会員各位の良識をもとに、次によることとする。

- ① 上 着… 背広、ブレザー、ジャケットなどを着用する。
(ブルゾン、ジャンパーなどは不可)
ただし入館後の施設利用時は上着を脱いでも可とする。
- ② ネクタイ… 着用する。ループタイも可とする。
- ③ シ ャ ツ… ワイシャツ、襟付きのシャツなどを着用とする。
(ポロシャツ、Tシャツなどは不可)
- ④ ズ ボ ン… (ジーンズ、半ズボンなどは不可)
- ⑤ 靴 … (サンダル、スニーカーなどは不可)

2. 酷暑期の特例

上記にかかわらず、5月～10月の酷暑期においては、電気関係事業の倶楽部および会員であることに鑑み、国をあげての省エネルギーに率先して協力する趣旨から、次によることとする。

- ① 上 着… 持参および着用をしなくてもよい。
- ② ネクタイ… 着用しなくてもよい。
- ③ シ ャ ツ… 半袖シャツも可とする。

3. 女性会員の場合

女性会員も、通常の外出時と同様の常識的な服装等とする。

4. ビジターの服装等

ビジターの服装等についても原則として前記1～3のとおりとすることを、会員からビジターにあらかじめ周知しておくこととする。ただし初回訪問時等に上記に反する場合があっても、会員は寛容の精神で対応する。

5. 事務局員の扱い

前記第2項（酷暑期の特例）については、事務局員にも適用する。

ただし事務局員は年間を通して各自名札を付けるものとする（女性職員を除く）。

以上